



令和 3年 7月 12日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>結婚新生活支援事業の受付開始について</p>	<p>(担当)</p> <p>企画部企画戦略課 地域政策推進室</p> <p>担当氏名 杉村 浩之</p> <p>電話 0544-22-1215</p> <p>内線 2318</p>				
<p>セールスポイント</p>	<p>結婚を希望する方への支援として、結婚新生活支援事業をスタートします</p>				
<p>(要旨)</p> <p>「結婚をしたいけど、経済的な不安を抱えている。」          そのような方へ、希望の実現への後押しとなるよう、結婚新生活支援事業を開始します。</p> <p>この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施するものであり、新たに結婚した夫婦の年齢がともに39歳以下、世帯所得が400万円未満の世帯に対し、新生活を始めるのに必要な住居費と引越費用を助成することで、結婚に伴う新生活のスタートを応援します。</p> <p>(内容)</p> <p><b>1 補助対象者</b>          令和3年1月1日以降に結婚し、次の①～⑦の要件を全て満たす世帯</p> <p>① 夫婦の前年の所得の合計額が400万円未満であること。          ② 婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下であること。          ③ 申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が新しい住居にあること。          ④ 夫婦がともに1年以上富士宮市内に定住する意思があること。          ⑤ 過去に、同じ補助金を受け取っていないこと（他の自治体を含む）。          ⑥ 申請時において夫婦がともに市税の滞納をしていないこと。</p> <p>⑦ 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運の醸成に資する講座等を受講していること。</p> <p><b>2 補助対象経費</b>          令和3年1月1日から申請日までに支出した結婚に伴う次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに住宅を取得する際に要した費用（建物の購入費のみ）</li> <li>・新たに住宅を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）</li> <li>・引越業者または運送業者に支払った引越費用</li> </ul> <p><b>3 補助金額</b></p>					
<table border="1"> <tr> <td>婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下の世帯</td> <td>上限60万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td>上限30万円</td> </tr> </table>		婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下の世帯	上限60万円	上記以外の世帯	上限30万円
婚姻日における夫婦の年齢がともに29歳以下の世帯	上限60万円				
上記以外の世帯	上限30万円				

